861
80
1

関東を主とする酒造関係資料雑纂

酒切手、手形、番附、広告類雑纂

六六

六十六

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

[illegible]酒免許之事

一酒免　　[illegible]許候[illegible]

一帳場[illegible]廣[illegible]ならし[illegible]門

一[illegible]

一[illegible]酒造[illegible]石[illegible]目録[illegible]五[illegible]酒[illegible]

候[illegible]今年[illegible]八[illegible]

右[illegible]株[illegible]酒[illegible]

年[illegible]候[illegible]去[illegible]年[illegible]八月[illegible]

[illegible]候[illegible]今年[illegible]

[illegible]候[illegible]

一年[illegible]新[illegible]

[illegible]

一年[illegible]

[illegible]

一株[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

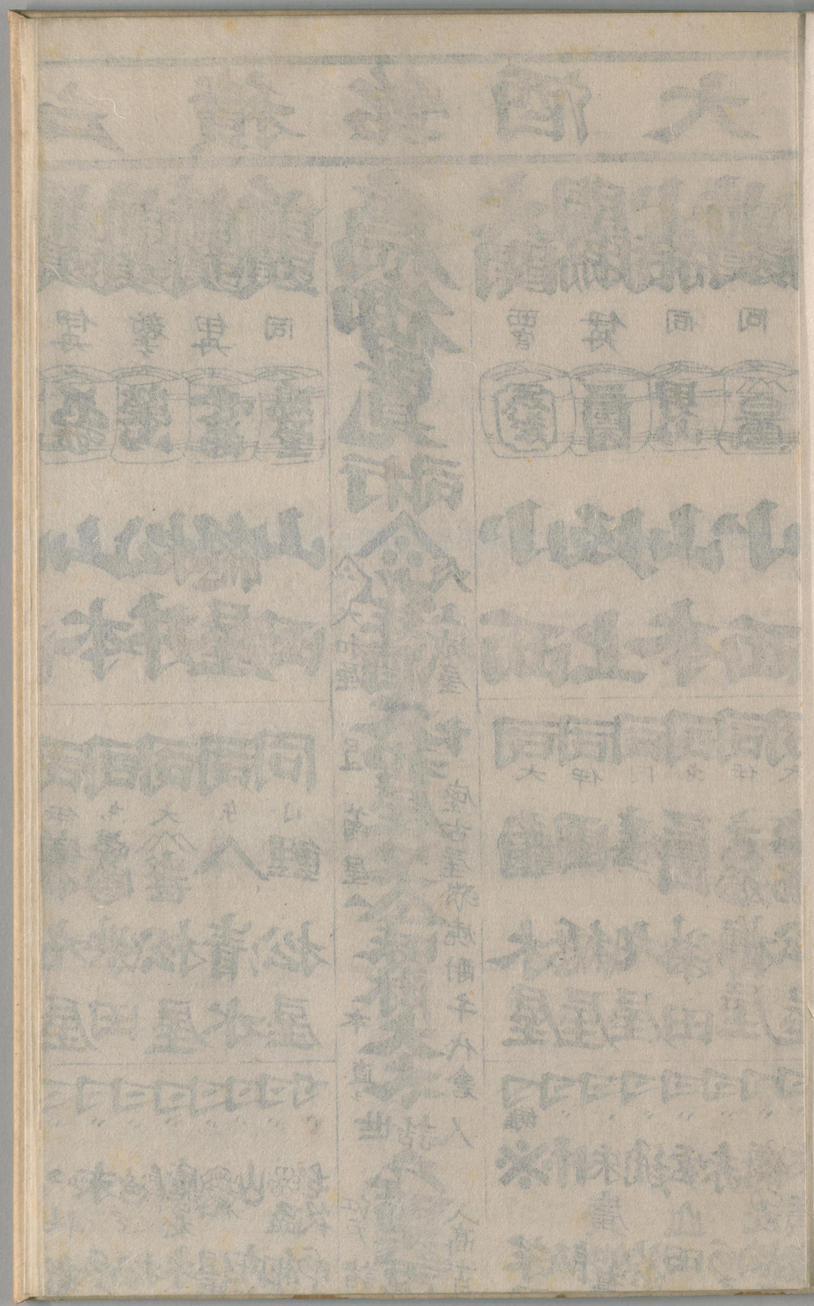

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

天保改江戸積銘酒大寄大新板

為御覽行司

九年酒大番屋又ハ味淋大太

大和屋 山城屋 菊屋 座古屋 焼酎千代倉

世話人 江戸諸國 樽余 勸進元 池田伊丹灘 差添 西宮 河岐阜

大關 小關 前頭 前頭 前頭 前頭 前頭 前頭 前頭 前頭 前頭 前頭

伊丹 同 灘 伊丹 同 同 同 西宮 伊丹 摯 伊丹 同

坂上 山本 滿願寺 坂上 絶屋 紙屋 絶屋 小西 山本 松井 絶屋 山田

同 同 同 同 池 伊 同 伊 池 同 同 同 宮 大 宮 伊 同 伊 東 大 小

橋本 山城屋 樽和屋 大和屋 油屋 鹿嶋 真宜 松屋 田中屋 樽屋 大塚屋 丸屋 柴田屋 松水 清水屋 松屋

難 白 難

嘉納 真宜屋 小池屋 木屋 松納屋 嘉納屋 升屋 上坂屋 松納屋 嘉納屋 松屋 老木屋 松屋 木屋 松屋 丸屋 細中屋

國 壺 大 東男 旭 壺 寒 松泉 盃 細 壺 井 榮 一水

米屋 岩本屋 いせや 松鶴屋 鹿嶋屋 牛屋 細納屋 柴田屋 松屋 北 赤納屋 木屋 小松屋 木屋 田辺屋 八納屋 赤納屋 米屋

小 灘 米 廣 鶴 山 玉 赤 廣 亀 大 図 壺 瀧泉

米屋 飯田屋 加鶴屋 米屋 田中屋 松屋 丸屋 木屋 林屋 米屋 丸屋 松屋 張屋 木屋 松屋 植田屋 米屋 寺田屋 松屋 瀧頼寺

合 富貴泉 玉緑 天 一文字 壺 勢 富榮 井 壺 魁 壺 鳴皇 壺 井 米 玉

飯田屋 上坂屋 木屋 米屋 柴田屋 枡屋 木屋 枡屋 米屋 木屋 赤納屋 植田屋 石屋 京屋 木屋 京屋 松屋 京屋 赤納屋

泉

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『「関東を主とする酒造関係資料雑纂」』　請求記号 861-1
ガラス使用

清酒御試方

羽州亀田

寿命延長の法

一 老人常に心気を養ひ、精神を労せず、飲食を節にし、房事を慎み、風雨寒暑を厭ひ、憂愁悲歎を去り、常に心を和平にし、気を順にし、言語を少なくし、怒を去り、慾を寡くし、言行を慎み、身体を労し、手足を動かし、歩行を怠らず、食後には必ず少時休息し、又歩行すべし。

一 老人は元来陽気乏しきものなれば、陽気を助けて陰気を抑ふるを要す。陽気を助けんには、酒を用ゆるに如くはなし。陰気を抑ふるには、房事を慎むに如くはな

かく氣分ふかく能も青き症或は子なれ婦人は[illegible]ゆへ姙娠さるを神妙なり○暑寒の邪氣とうけば[illegible]風濕[illegible]此靈酒の妙なり

功能略如斯

右葉樹功能數多なれど遠書に記し出さり則此本製葉酒多年に用ゆる時は捍臂を能くおぎなひ無病堅固にして不老長壽に[illegible]

羽州亀田

清酒御試方

右靈酒の儀は羽州亀田町國産にて多年隣國へひゞき相弘り用ひ來り[illegible]人にて其症に[illegible]人も治せばといふことは[illegible]小團筋往返の人によく[illegible]愛なり上方筋にも[illegible]症分數多[illegible]人の病苦を助け[illegible]病長壽することを[illegible]殊に無病の人にとりても日毎に此靈酒を用ゆる時は不老不死の良酒[illegible]遠國に[illegible]空[illegible]見捨がたくぞんじ[illegible]國元へ[illegible]價[illegible]遠て賣弘ひ[illegible]月ひの上功能[illegible]

賣弘所

大阪道頓堀湊町

松岡屋喜八郎

諸方取次所 堺新地常橋西二丁目 松岡久兵衛

大坂中橋[illegible]河内屋與三六補

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

諸國弘所

和歌山新大工町　直川屋毛兵衛　伏見納屋町　山城屋重治郎

京都不明通　井屋友三郎　堺大道　山家屋武兵衛

江戸靴町　駿河屋三治郎　大津濱通　津田屋武兵衛

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

紀州御用

養老菓水酒

出店

紀州御用酒調進所

大阪堺筋高麗橋筋南

柏淵 [illegible]

諸國弘所

和歌山新大工町 直川屋毛兵衛

京都不明通 升屋友三郎

江戸糀町 駿河屋三治郎

伏見納屋町 山城屋重治郎

堺 大道 山家屋武兵衛

大津濱通 津田屋武兵衛

[illegible]

元正天皇此天泉に御幸ゆしくて御悩ほ全快あらせしとしたり
今ふいさるぞかゝる此菊水とこそ精造る酒まして諸の病を
さり精力とまし丸薬は補ふ此三つの功能あるも飲人を養と
[illegible]
紀州御用酒調進所　美濃養老麓高田　柏淵彦右衛門

出店

大阪堺筋高麗橋筋南　柏淵　[illegible]

[illegible]

敷聞

勅諚世に月なれとして松のことのみ世とうけて年毎の始
禁裏御所へ[illegible]
元正天皇の御例小立つり聖代蘊の御恵にしたる

[illegible]

諸國弘所

和歌山新大町　直川屋毛兵衛
京都不明通　升屋友三郎
江戸糀町　駿河屋三治郎
伏見納屋町　山城屋重治郎
堺大道　山家屋武兵衛
大津濱通　津田屋武兵衛

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

19942

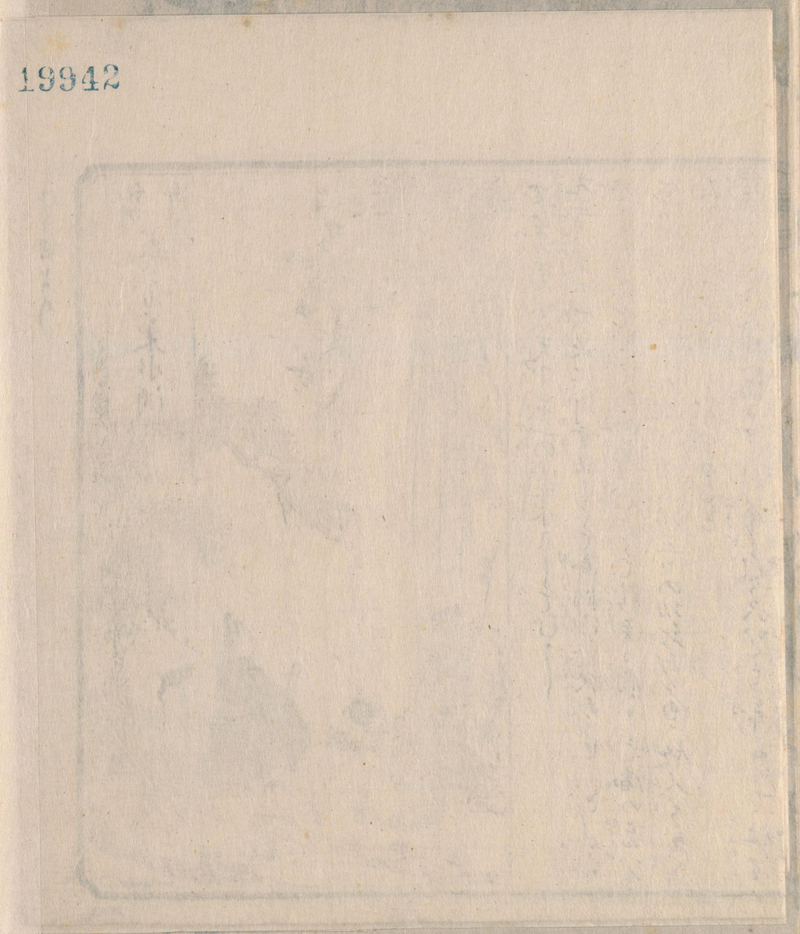

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

861
1
198

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用